

# 資 料

（「BIS規制」見直し作業の現状）

平成12年12月  
金融庁

# 「BIS規制」：経緯と今後の日程

- 現行BIS規制

  - 1988年 バーゼル合意

  - 1993年3月 経過措置終了(邦銀)

- 市場リスク( トレーディング  
業務のリスク等 )に関する修正

  - 1996年 市場リスク規制公表

  - 1998年3月 適用開始(邦銀)

- 今回の見直し

  - 1998年3月 バーゼル委員会において検討開始

  - 1999年6月 第一次市中協議文書の公表

  - 2000年3月末 上記文書に対するコメント期限

  - 2001年初め 第二次市中協議文書公表 コメント募集

  - 最終案が固まってから2~3年後に見直しを適用か

# 「BIS規制」をめぐる動き

## 我が国の動き

1984年 「金融の自由化および円の国際化についての現状と展望」(金融自由化本格化)



1985年 金融制度調査会が自己資本の充実に関し答申



1986年 自己資本比率規制改正(国内行 4%、国際行 6%を90年度までに)

1988年 自己資本比率規制再改正

## 国際的な動き

1982年から 米で銀行破綻急増始まる



1985年 米 自己資本比率規制を強化(6%)。米銀は増資、本社売却等により自己資本比率の引き上げを開始

1987年 米英共同提案



1988年 バゼル合意

2001年? 銀行のリスク管理の進展等にあわせた見直しの検討



# BIS規制」の適用関係

現状

見直し後

2～3年後に見直し適用か

銀行等  
28行庫

国際基準  
適用

銀行の  
選択

内部格付方式適用

銀行が既に行っている内部管理を規制上も利用

標準的手法適用

格付けを受けていない企業への融資など  
大宗の資産はリスクウェイト100%のまま

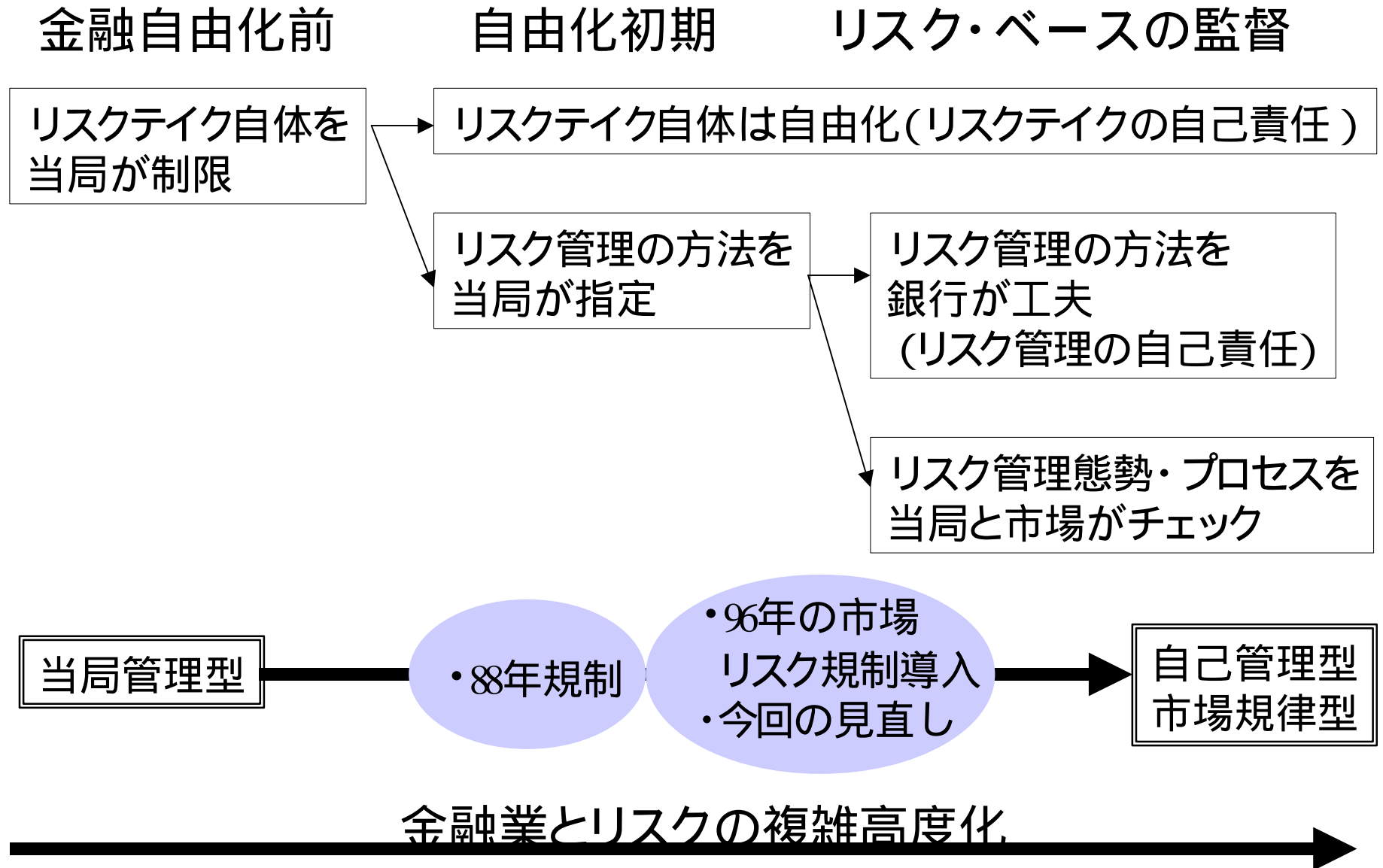
銀行  
117行  
信金  
386庫  
信組  
291組合

国内基準  
適用

国内基準に  
今回の見直しを  
どこまで  
反映させるかは  
今後の検討

(注)金融機関数は12年3月末

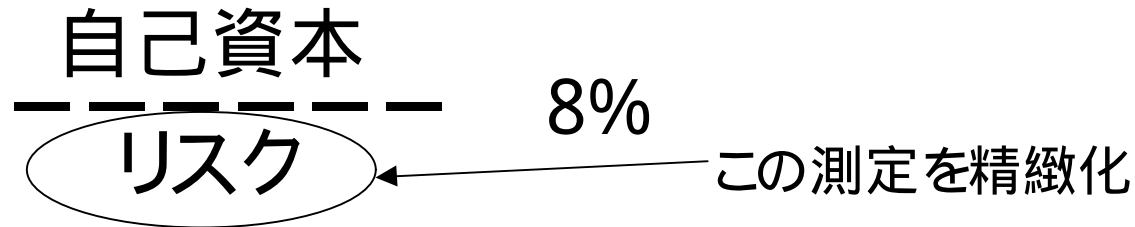
# 「B I S 規制」見直しの考え方



# 「B IS規制」見直しの3つの柱

## 1) 第1の柱

リスク計測の精緻化



## 2) 第2の柱

銀行自身による自己資本戦略の策定

当局によるレビュー

## 3) 第3の柱

自己資本充実度に関する開示の充実

市場規律

# 信用リスク計測の精緻化

## (1) 標準的手法

(99年6月の市中協議案)

債権	現行		見直し後					
			AAA ~ AA-	A+ ~ A-	BBB+ ~ BBB-	BB+ ~ B-	B-未満	未格付
政府 (注1)	OECD加盟国 0% その他諸国 100%	→	0%	20%	50%	100%	150%	(100%)
銀行	OECD加盟国 20%	選択肢 1 (注2)	20%	50%	100%	100%	150%	(100%)
	その他諸国 100%	選択肢 2 (注3)	20%	50% (注4)	50% (注4)	100% (注4)	150%	50% (注4)
事業法人	100%		20%	100%	100%	100%	150%	100%

(注1)政府・中央銀行の自国通貨建借入については、当局の裁量により、低いリスク・ウェイトを適用可。

(注2)当該銀行の設立国のソブリンに適用されるリスク・ウェイトに従ってウェイト付け。

(注3)個々の銀行に対する信用評価に従ってウェイト付け。

(注4)原契約期間の短い(例えば6カ月未満の)銀行向け債権には、当該銀行向け債権の通常のリスク・ウェイトに比して一段階低いリスク・ウェイトが適用される。

# 信用リスク計測の精緻化： (1)標準的手法 (99年6月の市中協議案)

	政府向け	銀行向け	企業向け	個人向け	
現行BIS規制					
	OECD加盟国 OECD非加盟国	OECD加盟国所在 OECD非加盟国所在		一般 住宅ローン	
	↓	↓	↓	↓	
見直し後の姿		選択肢1(注1) 	選択肢2(注2) 		
	AAA AA A BBB BB B C D	AAA AA A BBB BB B C D	AAA AA A BBB BB B C D (注3)	格付のある企業 (大企業中心) AAA AA A BBB BB C D	格付のない企業 (中小企業中心) 未格付

(注1)当該銀行の設立国のソプリンに適用されるリスク・ウェイトに従ってウェイト付け。

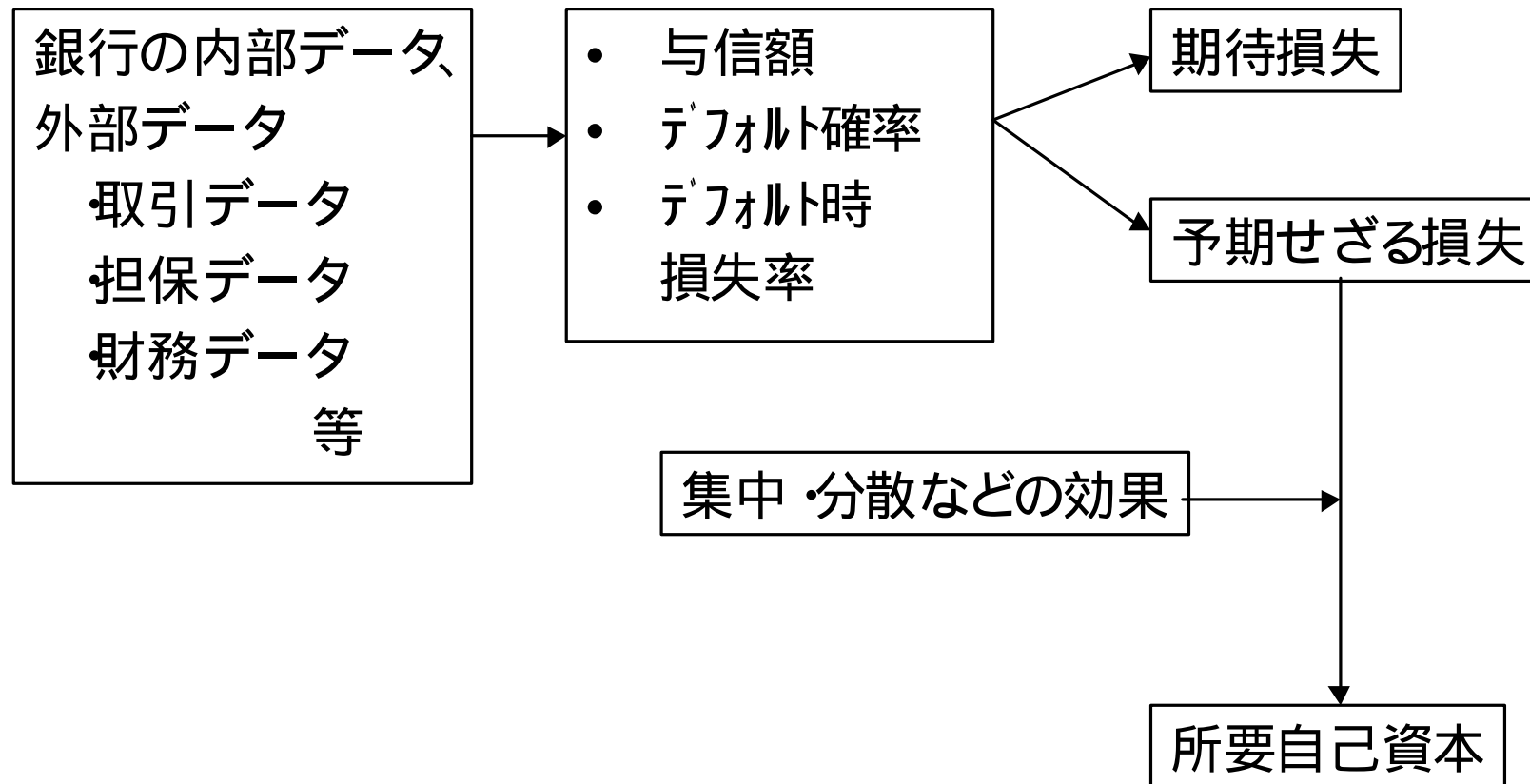
(注2)個々の銀行に対する信用評価に従ってウェイト付け。

(注3)原契約期間の短い(例えば6カ月未満)銀行向け債権には、当該銀行向け債権の通常のリスク・ウェイトに比して一段階低いリスク・ウェイトが適用される。



# 信用リスク計測の精緻化

## (2) 内部格付手法



# 信用リスク計測の精緻化

## － 邦銀の内部格付手法への対応状況－

調査項目	都銀・長信銀等・信託	地銀・第二地銀協加盟行
債務者格付けの実施状況	実施済みは100%	実施済みは約70%、2年以内に実施予定まで含めると100%
全与信先に対する債務者格付けの実施割合	与信先数ベース、与信金額ベースとも90%以上が多数	与信先数ベースで50%未満が多数、与信金額ベースで75%以上が多数
利用している格付けの種類	内部格付けのみが70%以上、内部格付けと外部格付けの併用を入れると100%	内部格付けのみが80%以上、内部格付けと外部格付けの併用を入れると100%
格付けの段階数	10段階以上が90%以上（10段階が約50%と多い）	8段階以上と7段階以下がほぼ50%ずつ（5段階が約30%、10段階が約20%と多い）

(出典) 「リスク管理モデルに関する研究会報告書」(平成11年7月)

# オペレーショナル・リスク(事務事故や不正行為などによって損失が発生するリスク) の計量化

1. オペレーショナル・リスクの増大  
業務の高度化、アウトソーシングの拡大、  
ITへの依存、訴訟
2. 銀行毎のリスク特性の多様化  
信用リスク・市場リスクとオペ・リスクの比重が  
銀行によって異なる
3. 信用リスク計測の精緻化にも対応